

# 研究紀要執筆要領

## 1. 原稿

- (1) 和文または英文とし、原則として Office Word を用いて作成する。A4 版に和文は 40 字（全角）×30 行、英文では 80 字（半角）×30 行とする。和文の場合であっても、英数字、度量衡の単位はすべて半角に統一する。また、カタカナは全角文字とする。
- (2) 本文フォントは MS 明朝、Times New Roman、10 ポイントとする。
- (3) 原稿（本文、図、表、写真などを含む）は正 1 部、副（コピー）1 部と、原稿を保存した電子データ（保存形式を明記）を添付して提出する。

## 2. 表紙

- (1) 論文の第 1 ページ（表紙）には以下の項目を記載する。
  - ① 和文・英文論文題名
  - ② 著者所属と氏名
  - ③ 研究の目的、方法、結果および考察が理解できるような和文論文要旨【450 語以内】、和文キーワード【3～5 個】を記載する。
  - ④ 同上の英文表記（abstract）【300 語以内】、英語キーワード【3～5 個】を記載する。
- (2) 論文の第 1 ページ（表紙）の作成は見本組に準じて構成する。

## 3. 本文

- (1) 自然科学に関しては原著本文を「緒言」「目的」「対象・症例」「方法」「結果」「考察」「結語」などに分けて記載する。  
人文科学、社会科学に関しては本文に適当な章、項目を立てて記載、注釈と文献は末尾にまとめる。また、横書きの場合句読点は「、」「.」を使用する。
- (2) 章、節、項などをあらわす符号として、次のようなものを用いる。

I.	II.	III.	...
1.	2.	3.	
1)	2)	3)	
(1)	(2)	(3)	
a.	b.	c.	
a)	b)	c)	
(a)	(b)	(c)	
- (3) 測定単位以外の略語は使用しない。ただし、標準的な略語は初めて表示する際に省略元の語句を明示した後に使用してもよい。
- (4) 図、表および写真は、図 1、表 1、写真 1、などの番号で区別し、本文に差し込む。また、電子データは原稿を保存したファイルとは別に、図、表および写真のみを保存したファイルを添付する。
- (5) 文献は該当箇所の右肩に片括弧で引用順に記す。

- (6) 商品名、薬品名は一般名とし、単位、記号は国際単位を用いる。  
統計処理法を明記する。
- (7) 文部科学省科学研究費補助金などの研究費の出所は謝辞の項に記載する。
- (8) 生命倫理に関する研究については、生命倫理審査委員会の承認を得ている旨  
を具体的に記載する。

#### 4. 文献

- (1) 引用文献は原則としてバンクーバースタイルに従い、引用順に一括する。
- (2) 雑誌名の省略は、Index Medicus 及び医学中央雑誌に従う。
- (3) 雑誌論文の場合は、著者名（3人以上の場合は「ほか」または「et al」とする）、  
発行年、表題名、雑誌名、巻、引用ページの順に記す。
- (4) 単行本の場合は、著者（または編者）名、発行年、書名、発行所、所在地、引  
用ページの順に記す。

<引用文献の記載例>

<雑誌>

- 1) 末吉祐介、下小野田一騎、軽部友和ほか（2013）指基節骨、中手骨骨折に対するMP  
関節屈曲位での早期運動療法の治療経験.了徳寺大学研究紀要.7, 89-93.
- 2) Ryotokuji K, Ishimaru K, Kihara K et al (2013) Effect of pinpoint plantar  
long-wavelength infrared light irradiation on subcutaneous temperature and stress  
markers. Laser Therapy. 22 (2), 93-102.

<書籍、単行本>

- 1) 藤田恒太郎（1994）人体解剖学、南江堂、東京. 101-110.
- 2) Bork CE (1997) Research in physical therapy, Lippincott-Raven, Philadelphia.  
235-238.

<電子文献>

- 1) 厚生労働省：看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ、厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/dl/s0317-6a.pdf>  
(2014.10.09 21:00 アクセス) ※全ての URL および DOI を記すこと。アクセスした  
日時を記載すること。

#### 5. その他

- (1) 投稿論文に申し出書を添えて提出する。
- (2) 論文の掲載料は無料とする。なお、別刷を希望する場合は執筆者の負担とする。

平成 28 年 8 月 4 日 改正